

消 防 予 第 246 号
令和 7 年 6 月 17 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

防災規制に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課 予防係 川合、谷川、櫻川 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

問 1 消防法施行令第 4 条の 3 第 3 項に規定する工事用シートに、アスベストの飛散を防止するプラスチックシートは含まれるのか。

(答)

含まれない。

工事用シートは、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分に落下物による危害を防止するために使用される帆布等が該当する。